

令和3年度保険料率について

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和3年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和3年度保険料率の変更時期について、令和3年4月納付分（3月分）からでよいか。

3. 令和3年度保険料率に関する評議会での意見（埼玉支部）

【評議会意見】

- 埼玉支部評議会としては、平均保険料率10.0%を維持すべきという意見である。ただし、引き下げについても検討という意見も一部あり。

【事業主代表】

- 現在、苦境に立たされている中小企業もある中で、余剰の準備金があるならば、保険料率を軽減し事業費に回していきたいという意見もある。
- しかし、コロナ禍の中、経済の見通しが立たず近い将来には準備金を取り崩していくような状況があるとことを踏まえると、中長期的に安定的に保険財政を維持していくためには、平均保険料率は維持すべきである。
- ジェネリック医薬品に対して抵抗感がある方が一定数いると感じる。そういったところの意識の向上、啓発活動に準備金を使用すれば、医療費を抑制することができると思う。

【被保険者代表】

- 何らかの形で加入者に還元してほしいところであるが、準備金を健康増進の取組に充てていくということであれば、平均保険料率を引き下げることも問題ないのではないかと。
- 生活習慣病予防健診の項目追加等により、加入者の健康増進を図ることで医療費の適正化につながり、結果的に保険料率の軽減も期待できるのではないかと。

以上

令和3年度保険料率に関する各支部評議会における主な意見

意見の概要 (令和2年10月から11月に開催された47支部の評議会中では出された主な意見)

令和2年10月から11月に開催した各支部の評議会での意見については、理事長の現時点における考え（基本的には中長期的な視点で保険料率を考えていくこと）を評議会で説明した上で、特段の意見があれば提出していただくこととしている。意見の提出状況並びに平均保険料率に対する意見の概要は以下のとおり。

1. 令和3年度の平均保険料率について

意見書の提出なし	6支部	(13支部)	※ () は去年の支部数
意見書の提出あり	41支部	(34支部)	
① 平均保険料率 10%を維持するべきという支部	31支部	(21支部)	
② ①と③の両方の意見のある支部	5支部	(7支部)	
③ 引き下げるべきという支部	2支部	(2支部)	
④ その他 (平均保険料率に対する明確な意見なし)	3支部	(4支部)	

2. 保険料率の変更時期について

4月納付分 (3月分) 以外の意見はほぼなし